



※昨年の4月から今年の1月末までに不法投棄されたごみ

品目	台数
テレビ	15
エアコン	0
洗濯機	2
衣類乾燥機	1
冷蔵庫	2
その他のごみ	多数

【不法投棄は犯罪です】

不法投棄をした者には、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

毎年、多くの不法投棄が発生しています。不法投棄されたごみは、一般家庭から出されたごみや処分するため費用が伴う家電リサイクル対象商品（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）などで悪質な事案が目立ちます。



回収されたごみ

【不法投棄が多い場所】
不法投棄が多発する場所としては、雑草が伸びてしまい管理が行き届いていない状態の土地や夜間人気のない公園など、目が届きにくい場所があげられます。

【土地の所有者には管理責任があります】
土地の所有者（管理者）には、その土地の管理責任を果たす義務があります。

私が一、不法投棄をされてしまった場合、投棄者が判明しないときには、その土地の所有者（管理者）に投棄物の撤去をお願いしています。
日頃から、所有する土地の雑草が伸びていないかなどきちんと管理し、不法投棄をされないように対策をしてください。



【不法投棄を見つけたら】
不法投棄をしている現場を見つけたら、110番通報をするか、次のフリーダイヤルまで連絡してください。
○ 0120-536380
(いつもみんなでむらなくみはれ)

町では、不法投棄が多発する箇所を重点的にパトロールし、不法投棄の防止に努めてきましたが、残念ながら解決には至っておりません。不法投棄の根絶には、地域ぐるみで監視の目を光らせることが効果的であると言われています。地域のみなさんのご協力をお願いします。